

地域団体商標

「島原手延そうめん」

◇概要

地域団体商標は、日本の商標法において、地域の名称と商品または役務の名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標等であって、一定の範囲で周知となったため、事業協同組合、農業協同組合等が商標登録を受ける商標をいう。

◇出願人

地域団体商標の登録出願をする出願人は、特別の法律によって設立された法人格を有する組合であり、構成員となる資格を有する者の加入の自由が設立根拠法によって担保されているもの（またはこれに相当する外国の法人）でなくてはならない（商標法 7 条の 2 第 1 項）。中小企業等協同組合法により設立される事業協同組合（加入の自由は同法 14 条に規定）、農業協同組合法（加入の自由は同法 20 条に規定）によって設立される農業協同組合などがこれにあたる

地域団体商標は、協同組合等（全体を網羅した組織）での申請で、地域全体で使用できることが条件です。と言えます。